

公益的法人等への前橋市職員の派遣に関する条例の改正について（議案第
152号）

職員課

1 改正の理由

職員を派遣することができる団体の範囲を見直すため、所要の改正を行う。

2 内容

職員を派遣することができる一般社団法人又は一般財団法人の範囲について、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有しており、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である団体で市規則で定めるものとする。

3 施行期日

平成29年4月1日